

# 診断拒否に罰金100万円

## 81年以前の大型施設

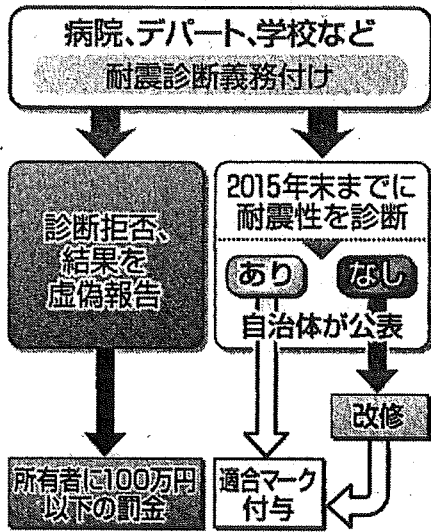
### 耐震改修促進法改正案

国土交通省が国会に提出する耐震改修促進法改正案の全容が22日、明らかになった。耐震基準が強化された1981年以前に建てられた病院やデパートといった大型施設に耐震診断を義務付け、診断拒否や結果を虚偽報告した所有者には100万円以下の罰金を科す。建物が耐震基準に適合していることを示すマークも新設。首都直下地震や南海トラフ地震に備え、耐震化の促進を図る。

耐震診断を義務付けるのは、不特定多数の人が利用する施設のほか、学校や幼稚園、老人ホームといった災害時に1人で避難するのが困難な児童や高齢者が使う建物のうち、大規模なもの。法改正後、政令で建物の種類ごとに義務

耐震診断の実施期限は2015年末まで。自治体は所有者から報告を受けて結果を公表

#### 1981年以前の建築物の耐震診断



付けとなる床面積を定める。デパート、病院などは5千平方メートル以上とし、老人ホームなどはより小さい施設も含める方針。

適合マークは、診断や耐震化工事の結果、自治体が安全性を認めた場合に、所有者が建物内部や入居者募集の広告に表示することができる。利用者への情報開示と対応が遅れているほかの建物で診断を急がせる狙いがある。取り組み促進の一環として国交省は13年度から診断費用の補助率を、3分の1から最大2分の1に引き上げる。

緊急輸送道路など重要な道路沿いにあるビルや、防災拠点の役場や避難所に関しては、面積にかかわらず都道府県や市町村が期限を定めて独自に診断を義務付けることができる」と規定。自治体はこの場合、国の補助以外の全額を負担し所有者の負担をなくす。

### 改修費用の壁高く

1981年以前に建てられた大型施設は、耐震化が進んでいない。国土交通省は、耐震診断の結果の公表や適合マークの導入といった情報公開により、建物の所有者が危険な状況を放置しにくい状況をつくり、改修につなげたいと考えて。

耐震診断を義務付けるのは、延べ床面積5千平方メートル以上の施設が中心。国交省によると、全国に約9500棟あるが、耐震性が確認できているのは4割にとどまる。老人ホームなどは比較的小さくても義務化の対象とする方針のため、診断が必要な施設はさらに増える。

また旧耐震基準で建てられた建物は耐震不足が判明しても法律上、違法建築とはならず改修を強制することは難しい。耐震改修促進法改正案でも改修は努力義務にとどまっている。

国交省は、診断費だけでなく改修費の補助率も引き上げる方針だ。それでも鉄筋コンクリートで床面積5千平方メートルの場合、診断の費用は約1千万円だが、改修には2億円程度かかるケースもあるとされる。費用の壁は大きく、改修がどこまで進むかは不透明だ。